中小企業経営合理化資金保証融資

1 目的

市内中小企業者の経営合理化に必要な資金の融通を促進し、もって本市中小企業の振興を図ることを目的とする。

- 2 融資対象者
 - (1) 市内に1年以上居住し、同一事業を1年以上営んでいる中小企業者
 - (2) 市税(市民税、固定資産税、国民健康保険税 軽自動車税など)を完納していること。
 - (3) 信用保証対象業種であること。(農業・林業などは不可。)
 - (4) 福島県信用保証協会の保証制度である「須賀川市中小企業経営合理化資金保証」を利用すること。

3 資金使途 運転資金 設備資金

4 融資限度額 1企業 1,000万円以内

5 融資期間 10年以内

6 融資利率 10年以内 年1.5%以内 (固定金利)

7 信用保証 必ず信用保証を付する

8 返済方法 分割返済 ただし、短期資金(1年以内)は一括

返済を認める。

9 保証人及び担保 福島県信用保証協会の定めるところによる

- 10 申込の際の必要書類(金融機関に提出する書類)
 - •信用保証委託申込書
 - 営業調査書
 - ・決算書又は青色申告書
 - •納稅証明書
 - ・許認可、登録を必要とする業種についてはその許認可証又は登録証の写
 - ・申込人及び保証人の固定資産証明書、納税証明書、所得証明書
 - 法人の場合、登記簿謄本・定款
 - 設備資金の場合は見積書等
- 11 補助制度

信用保証料補助(20万円限度)が適用されます。

中小企業経営合理化資金保証融資の利用方法

1 利用実績の確認

保証料補助の補助実績は商工課に、利用残高は保証協会にご確認ください。

2 融資実行

福島県信用保証協会の保証制度である<u>「須賀川市中小企業経営合理化資金保証」</u>を必ず付与した上で融資実行してください。

3 保証料補助申請

以下の書類を商工課まで、融資実行後速やかに提出して下さい。

- (1) 須賀川市融資制度信用保証料補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)
- (2) 補助金等交付請求書
- (3) 須賀川市税の納税証明書(写)
- (4) 信用保証書(写)

- 4 -

- 5 -